

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第九十六号

昭和二十三年鳥取縣規則第八十四号鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則の二部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條の次に左を加える。

第二條の二加工炭の製造業者が縣外の小売店舗、卸売業者又は業務用消費者に加工炭を販売しようとする場合は縣外の木炭事務所長の發給する制当公文書の内容を提示して、知事の承認を受けなければならない。
縣外の加工炭の製造業者から加工炭を購入しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

昭和二十三年十二月十日 金 曜 日
第 千 九 百 六 十 八 号

大キサハ國定規格A列6

附表中7の次に8を加える。

8、加工炭縣外販売承認願

一、品目、種類及び数量

二、販売(購買)期間

三、販売(購買)先

右の通り販売(購買)したいから御承認下さるようお願い致します。

年 月 日

住 所 氏 名 印

知 事 宛

附表も第三條の届出業務用消費者の分を次のように改める。

加工炭購入(消費)数量届(年度)

一、購入(消費)数量

00480

品目	種類	数量	備考
			製造業者の住所及び 予定購入先(氏名又は小売店舗の 所在地及び氏名)
			小売店舗に購入予約をしている ことの有無

- 二、消費の内容
 - 三、消費の算定基礎
 - 四、消費の場所
- 右の通り購入(消費)したいから届け出致します。

年 月 日
住 所 氏 名
知事(市町村長)宛

告 示

鳥取縣告示第六百三十六号
助産婦名簿に次の者を登録した
昭和二十三年十二月十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡青谷町大字青谷三八二番地ノ一
現住所及び開業地 右 同
昭和二十三年十二月七日第一三三三号
植 田 包 子
明治三十九年六月十六日生

本籍地 鳥取市寺町一五五番地
現住所及び開業地 同西町三五七番地
昭和二十三年十二月七日第一三一四号
若 林 志 江
明治三十七年八月九日生

鳥取縣告示第六百三十七号
助産婦名簿から次の者を取消した。
昭和二十三年十二月十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 新瀉縣新潟市笹口二九番地
住 所 米子市東町八七番地
昭和二十三年十一月二十四日崎玉縣へ轉出により

00481

助産婦名簿取り消し方願出でにより同年十二月七日取り消
滋 谷 種 子
大正十年九月二十日生
鳥取縣告示第六百三十八号
自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十三

所有権不明及交付不能買收令書一覽表
昭和二十三年十二月十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

年三月二日を以て買收した土地につき、同法第三十四條において準用する第九條第一項但書の規定によつて(買收令書の交付をすることができないものにつき、その交付に代え)次のように公告する。
昭和二十三年十二月十日

買 收 時 期	昭和三十八年3月2日対	買 支 拂 時 期	昭和三十八年3月2日より一年内に日本勸業銀行鳥取支店で支拂う。
---------	-------------	-----------	---------------------------------

記 号 番 号	所有権氏名 又は各名称	住 所	土地の所在地番	地 目	面積	対 價	買 支 拂 方 法 現金 現物 証券 他
---------	----------------	-----	---------	-----	----	-----	-------------------------

鳥取縣告示第七〇二 妹尾 正治 日野郡山上村笠木
日野郡多里村大字新原杉 山林 山岡 50.000 486.00 486.00

日光土佐七〇二 内藤治五郎 同日光村福象572
同日光村福象未録上ノ原 同 同 18.702 1.818.32

同 同 同 同 846 同 同 12.221 1.192.64
同 同 同 同 同 未録大成二32912 原 原 19.114 1.861.08

